



RI 会長テーマ

2016~2017 年度  
大船渡西ロータリークラブ会報

# 七福人

会 長 藤原 太伸  
副会長 前野 良夫  
幹 事 浜田 浩誠



会長指針

チーム大船渡西で

ロータリーを楽しもう

## ．．． 例 会 記 録 ．．．

月第週例会 2017年1月26日(木)

ソング : 奉仕の理想                      ボックス : 32,000円 (報告者 志田成樹会員)  
本日出席率 : 62.07% 前回修正後79.31% (メキップ 14名) (報告者 新沼敏宏会員)

### ★ 会長の時間 藤原太伸会長



新年会にて今年の干支「酉」についてお話しましたが、改めて「酉」についてお話したいと思います。普段使う点が4つある「鳥」ではなく、「酒」という字の右側の部分が干支の酉に使われています。この漢字の元々の意味は、口の細い酒つぼであるとか、お酒は熟した果物から作られることから「実る」という意味もあるのだそうです。どうしてこれを「とり」と読むようになったのか理由は定かではないのですが、どうやら単なる当て字のようです。さて、酉年の生まれの方はいるでしょうか。酉年生まれの方の特徴は、行動力があり、決断もはやいと言われています。そして、面倒見もよく親切だという話なので、社交的で友人などの人脈が多いだろうと思います。あと、酉年生まれの人は思慮深い性格の人が多そうです。頭が良いということですね。先程言ったことと合わせると、酉年生まれの方はお仕事がよりできそうなイメージですね。プレッシャーになってしまったら申し訳ないですが。 ちょっと余談でした。

干支の「酉」と言う字は、「実る」という意味があるように「酉」はとても縁起のいいものなのです。年末になると、関東地方の下町などで熊手などを露店売りしているようなニュースの映像がよく流れます。あれは皆さんご承知のとおり「酉の市」と呼ばれています。鳥にちなんだ寺社の年中行事として行われていることなのですが、鳥は「とりこむ」ということで商売をしている人にとってはとても縁起がいいわけです。つまり、酉という字は「実る」という意味で、運も「取り込む」ということから、酉年はとても縁起のいい年だということです。

仕事というのはすぐに成果が出ないので、悶々としてしまうことがあります。でも、それはきっと独りきりで仕事をしているからではないでしょうか。どんなに努力しても、独りで仕事をしていたら自分ひとりでは、実力以上の成果が出ることは決してありません。

では何が大切なのでしょう。 ？

それはやはり、いろんな人の意見も「取り入れる」ことではないでしょうか。閉じた心では例えどんなに運が近くよってきても取り込むことはできません。運を取り込もう、という気持ちが大事です。その為には、やはり誰にも相談しないで独りで仕事をしようとするのではなく、いろんな人の意見に耳を傾け、柔軟な考えをもって意見を取り入れていくことが大事なのではないでしょうか。

酉年の漢字のように「実り」ある一年になりますよう、会員みなさんと一緒に下期もロータリー活動に、取り組んで参りたいと思います。 会員の皆様には、色々ご相談させていただくことが多々あると思いますが、私や、委員長さんに相談を持ち掛けられても、鳥の鳴き声のように「ケッコーです」と断らないで、ご協力頂きますようよろしくお願いします。 以上

◆◆◆ 幹事報告 ◆◆◆

- 1 暴力団追放大船渡市民会議より 第26回大船渡市暴力追放市民大会参加依頼が届いています。  
日時 2月16日(木)午後1時30分～ 場所 リアスホール マルチスペース  
出欠 2月6日
- 2 ガバナー事務所より 表彰推薦のお願いが届いています。(例年地区大会で行われるもの)  
4月17日必着
- 3 八代ロータリークラブ野球同好会より  
ロータリーの友2月号に熊本地震義援金の支援報告が掲載されます  
との連絡が届いています。

◆◆◆ 委員会報告 ◆◆◆

★紀室綾子新世代委員長

1月24日開催の大船渡東高校 IAC 定例会に8名の方に参加頂きました。ありがとうございました。

★ポールハリスフェロー・米山功労者表彰



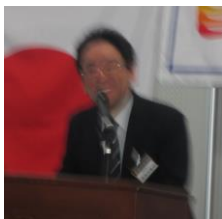
錦山功会員：ポールハリスフェロー

濱守豊秋会員：米山功労者

ポールハリスフェロー いずれも6回目

◆◆◆ 本日のプログラム ◆◆◆

フリーアワー：長谷川浩司会員卓話



皆さんこんにちは。

大船渡で司法書士をしております長谷川と申します。

こちらに来てもう3年半ほどになりますが、今日は、業務を通じて連帯保証人って「やっぱりこわいな」と思ったことを紹介したいと思います。

その前に、私がよく聞かれる司法書士って何なのか。弁護士と何が違うんですかと言った質問をよく受けますので、簡単にご説明したいと思います。

明治5年(1872年)に初代法務大臣によって、弁護士、司法書士、公証人という職務を定めたのが始まりです。当時は弁護士のことを代言人(だいげんにん)、司法書士のことを代書人(だいしょにん)公証人は証書人と呼んでいました。当時の言葉の方がわかりやすいような気がします。

今では司法書士は不動産や会社の登記などで法務局に申請代理をすることが主な業務となっていますが、ほか

に公証役場、裁判所、検察庁などに提出する書類の作成もできます。最近では認知症になった方の財産を守るための成年後見人、簡易裁判所民事訴訟の代理人などの職務も増えてきていますが、そういった意味では少し代書人とは違った職務も行うようになってきています。

では裁判の代理人として弁護士との主な違いは何なのかといいますと。

弁護士は法律に関するあらゆる資格を包括的に有しています。彼らはオールマイティなので弁護士は裁判の手続きでも民事や刑事、家事など全ての手続きにおいて代理人のなることができるのに対して、司法書士は簡易裁判所で民事のみ代理権をもっているのみでその他は本人が手続きを進める手助けとして書類を作成するのみとなります。

では、裁判とはいっても、あくまで弁護士は代理人なので、弁護士に頼まなくても本人で書類を作って訴訟する人も結構います。

ただ、本人だけで訴訟をされた方で、「えーこんな人もいるのか」と思いましたのが、東京の簡易裁判所でのことでした。東京は事件が沢山あるので傍聴席で大勢の訴訟関係者が順番を待っています。わたしも順番を待つために傍聴席に座っていたところ、先に自分で裁判の書類を作って裁判を起こした人に順番が回ってきました。裁判官がその人に「相手方がこういうことを言ってきているので反論として準備書面というものを出示してください。」と言ったところ、準備書面とは何か、俺そんなの知らないと言いました。

裁判官が何回本人に説明してもわからなかったのが、裁判官が本人の座っているところに行って説明するために近づいていったら、匂ったのでしょね。「うっ。あなたお口許がにおいますね。こういう所にくるときはお酒を飲んでくるものではないですよ。ここは神聖な場所なんです」と言っていたしなめていました。そしたら本人は、「酒飲んだらいけないのか？」と逆に怒りだして裁判官としばらく言い合いになっていました。どうなることやらと聞いていましたが、時間は朝の10時半ごろでしたので、朝から酒を飲んで裁判に臨む人もいるのかと。そういった人もいらっしゃるのですね。

最後に私が訴訟の仕事やらせてもらう中で、前にいた事務所で、若い司法書士が受けた案件を少し手伝ったのですが、やっぱり連帯保証人はならない方がいいなと思った事を紹介します。どういう事件だったかと言いますと、賃借人だった人がどこかに出て行ってしまいどこにいるのかわからないので何とかしてほしいという案件でした。

裁判というのは、こういった賃料の未払いや損害賠償などを起こし、裁判官が金銭の支払いを命ずる判決を出してくれても、相手が支払ってくれない場合に裁判官がその人の所に行って払ってくださいと督促してくれるわけではありません。

そういうときは相手の預金口座を探して差し押さえるなどして回収しないとイケませんので、まず本人にお金が必要かどうかどうしようもないんです。

そのときに裁判官が言ったことが「持たざる者が一番強い」と。妙に納得しました。

結果は、連帯保証人が滞納していた賃料や部屋の荷物の処分など全て責任を負うことになってしまいました。連帯保証人になるとこういう時に無条件で責任を負うことになります。自分だけだったらまだいいのですが、日本では連帯保証で負った債務も相続の対象となってしまいます。連帯保証人になるときは、身内の場合は仕方ないとしても、なるべくならないようにしないと、と思いましたが、皆さんもぜひ気を付けて頂きたいと思います。